

次世代育成支援対策
 社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会 行動計画
 (平成30年4月1日～平成32年3月31日)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間

2 内 容

(1) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

【目 標 1】 仕事と生活の調和を保つ職場環境づくり	
【概 要】	
① 時間外勤務の削減に努めます。	
② 年次有給休暇・健康管理休暇・夏季休暇の取得の促進を図ります。	
【行 動 計 画】	
1-①	全職員は、残業を削減するように業務の簡素化や効率化に努めます。
	時間外勤務の命令権者は、ノー残業デー（各所属間で調整）の時間外勤務は原則として命じません。また、定時退社を習慣化できるよう働きかけをします。
	休日に勤務命令をした職員は、できる限り振替休暇で対応します。
	所属長は、時間外勤務の状況を把握し、ヒアリングを行ったうえで、職員への注意喚起、仕事配分の見直し等を行います。
1-②	全職員は、職場内で調整を行い、年次有給休暇を積極的に活用できるような職場づくりに努めます。
	全職員は、年次有給休暇の取得40%を目指します。(平成28年：平均31.87%)
	全職員は、健康管理休暇・夏季休暇の取得100%を目指します。
	所属長は、年次有給休暇の取得状況を把握し、取得状況が特に少ない職員のヒアリングを行ったうえで、取得促進の働きかけを行います。
【実施期間】	
平成30年3月 所属長へ『行動計画』を配布	
所属長より各所属職員に周知	
以後 上記計画期間中 随時実施	

(2) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

【目 標 2】 安心して出産・子育てに臨める環境づくり	
<p>【概 要】</p> <p>① 妊娠中の職員が出産を迎えるにあたり、各種の休暇制度を活用し、安心して出産と仕事の両立ができる職場環境の整備を図ります。</p> <p>② 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰を支援します。</p> <p>③ 子どもの病気など、事前に予測困難な場合でも、日頃からの業務内容の共有や良好な職場の雰囲気醸成に努め、必要な時に休暇が取得できる職場環境の整備に努めます。</p>	
【行 動 計 画】	
2-①	<p>労務担当職員は、妊娠中及び子育てをする労働者が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして支援します。</p> <p>女性の活躍推進の職場風土を目指し、管理職投与や管理職に必要なマネジメント能力等の取得に向けた研修を企画・実施します。</p>
2-②	<p>妊娠中の職員は、職務上の配慮が必要な場合には上司及び同僚職員にその旨を報告します。</p> <p>妊娠中の職員の上司は、妊婦の体調などを考慮し、負担のかかる業務や時間外勤務を命じないなどの配慮を行います。また、体調不良の際は、すぐに受診できる体制を整えておきます。</p> <p>妊娠中の職員と同僚職員は、引継ぎが円滑に進むように協力します。</p> <p>労務担当職員は、出産予定の申し出があった職員には、個別に産前産後休暇・育児休業・育児休業給付金等の制度・手続きについての説明を行います。</p> <p>労務担当職員は、出産を控えた妻がいる男性職員には、必要に応じて、妻の出産の際に取得できる特別休暇についての説明を行います。</p>
2-③	<p>育児休業後職場復帰する職員の上司・人事担当職員は、育児休業後の業務内容等について、復帰前から段階的に相談していく体制を整備します。</p>
2-④	<p>子育てをする職員の上司は、職員の仕事配分を適切に行い、休暇等で業務が停滞しないように適切な指示を所属職員に命じます。</p> <p>子育てをする職員は、休暇が取れるよう日頃から職場の中での担当業務に関する情報の共有化を進め、子の看護休暇等の制度を積極的に活用するよう努めます。</p> <p>子育てをする職員の同僚職員は、お互いの家庭の状況や育児に関する休暇に対して理解を深め、円滑に仕事が進むように日頃から協力して仕事を行い、休暇が取得しやすい職場環境の整備に努めます。</p> <p>労務担当職員は、小学校就学前の子を養育する職員には、必要に応じて、子の看護の際に取得できる特別休暇についての説明を行います。</p>
<p>【実 施 期 間】</p> <p>平成30年3月 所属長連絡会にて『行動計画』を配布 所属長より各所属職員に周知</p> <p>以後 上記計画期間中 随時実施</p> <p>(参考) 平成30年3月現在 育児短時間労働 2名、産前産後休暇 1名 育児休業 3名</p>	

